

据置型定期預金規定

2025年1月1日現在

据置型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および総合口座規定と次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、お客様から当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

2. 預金の預入れ

この預金の預入れは、1口あたり100円以上1千万円未満（総合口座の場合は1万円以上）とします。

3. 預金の支払時期等

(1) この預金は、預金の全部または一部について、次の最長預入期間に応じた据置期間（以下「据置期間」といいます）経過後の任意の日に利息とともに支払います。

[3年型] 預入日より6か月

[5年型] 預入日より1年

(2) 自動解約入金方式の場合は通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、元金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金とその利息）はあらかじめ指定された預金口座に入金します。

(3) 前(1)による預金（一部支払をしたときはその支払後の預金残金。以下同様とします）の一部支払については、前(1)の据置期間経過後通帳または証書記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金は100円未満とすることはできません。

4. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた所定の利率（以下「約定利率」といいます）によって3か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について、一部支払時に預入日から一部支払日の前日までの日数および約定利率によって3か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

[3年型]

①6か月以上1年未満

②1年以上2年未満

③2年以上3年未満

④3年

[5年型]

①1年以上2年未満

②2年以上3年未満

③3年以上4年未満

④4年以上5年未満

⑤5年

(2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

(3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日

までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金を第6条第1項により据置期間内に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

5. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項もしくは第2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前三項にもとづく取引等の制限を解除します。

6. 解約等

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、据置期間内の解約はできません。
- (2) この預金を解約、一部支払または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに、当店に提出してください。

ただし、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳（証書）を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人の預金は除く）

- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しなかったことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が預金共通規定第6条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認

められる場合

- ④ 前条第 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に亘って解消されない場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、及び前条第 1 項もしくは第 2 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が誤りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

7. 自動継続型預金

- (1) 通帳または証書記載の満期取扱方法が自動継続型（元金継続または元利金継続）のこの預金は、最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

8. 通帳・証書の効力

自動解約入金方式の場合は、最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳式の場合、通帳記載のこの預金は解約されたものとします。証書式の場合、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

9. 当座貸越

この預金を総合口座定期として預入した場合、預入金額の90%（千円単位、最高200万円まで）以内で当座貸越を利用できます。その際の貸越利率（年利）は、最長預入期間（3年または5年）の適用利率+0.5%とします。

10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上